

県内建設業団体の長様

秋田県建設交通部長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（通知）

我が国の景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあります。

一方、建設業を取り巻く経営環境は、今後の被災地における一時的な建設需要の増加が見込まれるものの、依然として厳しい状況であることに代わりはなく、標記については、従来から元請建設企業に対する指導方お願いしているところです。

このような状況下において、東日本大震災による当面の資金繰りの悪化に対しては、前金払の特例、地域建設業経営強化融資制度の拡充及び下請債権買取事業の実施、被災した建設企業を対象とした相談窓口の設置等の措置が講じられてきましたが、今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要であります。

県においては、これまでも「建設産業における生産システム合理化指導要綱」（平成4年2月20日付け監一1640 以下「指導要綱」という。）等により、下請契約に係る代金支払の適正化等について、協力をお願いしてきたところです。

しかしながら、国土交通省において実施している「下請代金支払状況等実態調査」等によれば、依然として元請下請間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指し値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等の下請負人へのしわ寄せが存在すると指摘されており、県が毎年度実施している「建設工事下請負等実地調査」においても、書面による下請契約や下請人への前払金の支払が適正に行われていない事例が確認されております。

最近の厳しい経営環境の中で、県内においても依然として建設業の倒産が発生しており、建設業の経営体質の改善を図る観点からも、下請契約における請負代金の設定及び代金支払の適正化は緊急の課題となっております。

ついては、元請業者が下請取引を行う際は、指導要綱をはじめとして関係法令等を遵守するとともに、次の事項に十分に留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払等元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるよう、貴会会員への周知徹底をお願いします。

1 見積りについて

下請代金の設定については、次の事項に留意すること。

- ① 施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものであること。
- ② 書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定を行っていること。
- ③ 明確な経費内訳による見積書の提出があること。
- ④ ②・③を踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。
- ⑤ 見積もりに当たっては、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう必要な経費に十分留意するとともに、賃金等に加えて必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）を適切に考慮すること。
- ⑥ 材料費については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。
- ⑦ 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項については、別添のとおり国土交通省が通知しているため、その内容についても貴会会員への周知徹底を図ること。

2 契約について

(1) 書面による契約締結

建設工事に先立ち、次により契約を締結すること。

- ① 建設工事標準下請契約約款
- ② ①に準拠した内容を持つ契約書

(2) 契約書に特に明記すべき内容

- ① 具体的な工事内容（施工責任の範囲及び施工条件等）、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等
- ② 建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用

(3) 契約における留意点

- ① 請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。
- ② 請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないようにすること。

(4) 変更契約における留意点

- ① 当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。
- ② 工事状況により、追加・変更工事の内容が直ちに確定できない場合には、元請人は、

ア 下請負人に追加・変更工事として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
イ 当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期
ウ 追加・変更工事に係る契約単価の額
を記載した書面を追加・変更工事等の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加・変更工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

3 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

4 下請代金の支払について

下請代金を支払う場合は、次の事項に留意すること。

① 請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間を可能な限り短くすること。

② 元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことに留意すること。

③ 特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うよう留意すること。

④ 下請代金の支払は、できる限り現金払することとし、現金払と手形払を併用する場合は、少なくとも労務費相当分を充たすよう支払条件を設定し、支払代金に対する現金払の比率を高めることに留意すること。

⑤ 元請負人が前払金の支払を受けた場合で、次に該当する場合は、下請負人に対して速やかに相当額を現金で前金払いするよう十分配慮すること。

ア 下請負人が資材を購入する場合

イ 下請負人が建設労務者の募集その他建設工事の着手のための必要経費がある場合

⑥ 公共工事に係る前払金については、下請建設企業、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払いを確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請建設企業は、前払金支払時においては、下請建設企業、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

⑦ 下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了した後に、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないよう留意すること。

- ⑧ 手形による支払の場合は、手形期間を90日以内で、できる限り短い期間とすること。また、特定建設業者については、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

5 下請負人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性にかんがみ、元請負人は下請契約の締結に際し、法定福利費、その他建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により下請契約における関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払い等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

特に、元請建設企業は、公共工事については、平成20年11月より実施されている「地域建設業経営強化融資制度」による資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払いの適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6において、下請負人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めるものとされていることを踏まえ、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めること。また、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

6 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額が3,000万円（建築一式工事は4,5000万円）以上となる場合は、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等をてっぺいすること。また、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、合わせて徹底すること。

なお、公共工事に係る施工体制台帳に添付すべき請負契約書の写しについては、二次以下の下請契約についても請負金額を明示することとされているので、留意すること。

7 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業従事者等に対しても上記1から6までの事項に準じた配慮をすること。